

# 「富士宮聖苑」

## 利用案内

### 富 士 宮 聖 苑

〒418-0111 富士宮市山宮3678番地の13

電 話      0544-58-3311

F A X      0544-58-3311

## 富士宮聖苑利用案内

これは、富士宮聖苑の利用について定めるものです。ご利用に際しては、本内容をご理解いただき、これを遵守してください。

- 1 利 用 日      1月1日及び友引の日を除き、ご利用いただけます。  
(管理・運営上休場する場合がございます。)

- 2 利用時間      午前9時から午後5時

### 3 使 用 料

#### (1) 火葬

| 区 分              | 対 象 |    | 金 額    |         |
|------------------|-----|----|--------|---------|
|                  |     |    | 市 民    | 市民以外    |
| 12歳以上            | 死亡者 | 1体 | 3,000円 | 36,000円 |
| 12歳未満            | 死亡者 | 1体 | 2,000円 | 25,000円 |
| 死産児              | 死亡者 | 1胎 | 1,000円 | 10,000円 |
| 体の一部             | 使用者 | 1体 | 1,000円 | 10,000円 |
| 小動物等<br>(10キロ以下) | 使用者 | 1体 | 5,230円 | 10,470円 |

#### (2) 霊柩自動車

| 区 分   | 対 象 |    | 金 額    |
|-------|-----|----|--------|
| 霊柩自動車 | 死亡者 | 1体 | 4,000円 |

※霊柩車の運行は、市内における出棺場所から聖苑までの往路に限る。

#### (3) 霊安室

| 区 分           | 対 象 |    | 金 額    |
|---------------|-----|----|--------|
| 24時間以内        | 死亡者 | 1体 | 2,090円 |
| 24時間を超える6時間ごと | 死亡者 | 1体 | 520円   |

## 4 利用方法と確認事項

### (1) 聖苑使用許可申請

富士宮市役所の所定の窓口（市民課または夜間、休日、祭日においては当直室）で死亡届を提出し聖苑使用許可の申請を行い、使用許可証の交付を受けてください。

火葬は電話での予約が可能です。原則、聖苑利用日前日午後4時までに聖苑使用許可申請を行ってください。

### (2) 聖苑使用時間の確認及び出棺時間の連絡

聖苑の使用許可を受けた方、またはその方から依頼された葬祭事業者は、火葬当日の朝8時30分から9時00分の間に、聖苑へ電話をして使用時間を確認してください。また、出棺する際にもその旨を連絡してください。

(注) 24時間以内の火葬の禁止について

死亡又は死産（妊娠7箇月（24週）以降の場合）の後、24時間を経過しなければ、火葬を行うことはできません。

### (3) 直葬、利用時間前の着棺

直葬の場合は、聖苑使用許可申請後、棺の受入手順について必ず聖苑にご連絡ください。利用時間前の着棺についてはご希望に沿えない場合もあります。

### (4) 分骨（遺骨分け）

分骨して複数の墓地等に納骨する場合には、分骨証明書が必要となります。受入までに必ず聖苑へご連絡ください。

### (5) 棺の大きさ

火葬できる棺の大きさは、高さ45cm以内、幅62cm以内、長さ205cm以内のものです。

### (6) 事前のお申し出事項

ご遺体下記に該当する場合は、必ず事前に聖苑事務室へ電話連絡をしてください。

- ① 感染症でお亡くなりになった方である場合
- ② ペースメーカーなどの医療装置が装着されている方、又は装着が不明な方である場合
- ③ ご遺体の体重が100kg以上である場合
- ④ くぎ打ちを希望される場合

## 5 火 葬

施設の火葬は、聖苑到着（着棺）、お別れ、火葬、収骨、退場の順に行います。  
聖苑内の所要時間は、概ね1時間30分です。

### (1) 火葬の流れ

|                               |                                                                                                                                                              |
|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>聖苑到着（着棺）</b><br>正面玄関       | ① 使用者等は聖苑到着後、速やかに聖苑の事務室に、<br>「聖苑使用許可証」と「死体（胎）火葬許可証」（2枚1組）および骨壺を提出してください。<br>※ 分骨が必要な場合は、受入までにお申し出ください。<br>② 棺を運搬台車に載せ換えます。移動の際、棺のあとから告別ホールにご入場ください。          |
| <b>お別れ</b><br>告別ホール<br>(約10分) | ① ご遺族様には、告別ホールにおいて、一般会葬者と一緒に、最後のお別れをしていただきます。<br>② ご葬具の祭壇への配置は葬祭事業者側でお願いします。<br>③ 火葬に適さない副葬品のチェックをおこないます。                                                    |
| <b>火葬</b><br>(約60分)           | ① お別れの後、ご遺族様には棺と共に、炉前ホールに移動していただき、入炉に立ち会っていただきます。<br>② 故人様の体格などにより火葬時間は前後します。<br>③ 入炉後、待合室に移動していただきます。<br>※ 炉前ホールは火葬台車の搬入・搬出をおこないますので、入炉後のご読経などは祭壇前にてお願いします。 |
| <b>収骨</b><br>収骨室<br>(約15分)    | ① 火葬終了後、収骨ご案内のアナウンスをいたします。<br>② アナウンス後、収骨室に移動していただき、収骨をしていただきます。<br>③ 収骨は、ご遺族様よりおこないますので、一般会葬者より先に収骨室にお集まりください。                                              |
| <b>退場</b><br>正面玄関             | ① 「埋葬許可証」をお渡しします。<br>この「埋葬許可証」は、墓地等への納骨時に必要となる書類ですので、大切に保管し、墓地管理者等へお渡しください。<br>② ご退場の際、他の使用者の受入と重複する場合、受入を優先させていただきますので、事故防止のため職員の指示にご協力ください。                |

(2) 火葬の時刻（点火予定時刻を目安に出棺時間の調整をお願いします）

| 予約時間       | 9 時                     | 1 0 時                   | 1 1 時                   | 1 2 時                   |
|------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 受入時間       | 8 時 50 分<br>～9 時 30 分   | 9 時 50 分<br>～10 時 30 分  | 10 時 50 分<br>～11 時 30 分 | 11 時 50 分<br>～12 時 30 分 |
| 点火予定<br>時刻 | 9 時 30 分<br>まで          | 10 時 30 分<br>まで         | 11 時 30 分<br>まで         | 12 時 30 分<br>まで         |
| 予約時間       | 1 3 時                   | 1 4 時                   | 1 5 時                   |                         |
| 受入時間       | 12 時 50 分<br>～13 時 30 分 | 13 時 50 分<br>～14 時 30 分 | 14 時 50 分<br>～15 時 30 分 |                         |
| 点火予定<br>時刻 | 13 時 30 分<br>まで         | 14 時 30 分<br>まで         | 15 時 30 分<br>まで         |                         |

※着棺時刻によっては、車内待機、お別れ式の短縮、または火葬可能時間帯への変更を行う場合もありますので、余裕をもった日程を組んでいただきますようお願いいたします。

## 6 聖苑利用上の注意事項

聖苑は、多くの皆様にご利用いただく施設です。ご利用の際には、皆さまのご協力が不可欠となりますので、ご理解をお願いします。

### (1) 受入時間

- ① 点火予定時刻の40分前から受入をおこなっていますので、余裕をもってご来場ください。
- ② ご来場される方は、点火予定時刻に間に合うようにお越しください。
- ③ 点火時刻が遅れると、前後の利用者の方に多大な影響を及ぼすこととなりますので、時間厳守のご協力をお願いします。
- ④ 前時間帯の着棺遅れなどで利用が延びている場合、受入の待機をお願いする場合があります。
- ⑤ 着棺が10分以上遅れる場合には、聖苑に連絡をしてください。

利用待合室の移動をお願いすることや、お別れの方法などを変更していただくことになる場合がありますので、聖苑に確認のうえ、ご遺族様へのご周知をお願いします。

## (2) 副葬品等

次に掲げるもののほか、ご遺骨の損傷、火葬炉の故障や損傷、異常燃焼や不完全燃焼の原因となるものは、棺の中へ入れないでください。

### ① 遺骨の破損の原因となるもの

ドライアイス、ガラス製品（鏡、ビン、めがね等）、履物（靴、サンダル、ブーツ、下駄等）、合金属・カーボン製品（釣竿、杖、ベルト、ゴルフクラブ、ラケット等）、化粧品

### ② 発煙の原因となるもの

タオル・寝具類、プラスチック製品（CD、ゴルフボール、緩衝材等）、化繊衣類・厚手の衣類・浴衣類、革製品、果物（スイカ、メロン等）、書籍（多量の紙、厚手の紙を使用したもの）

### ③ 爆発の原因・その他危険物

爆発物（ライター、スプレー、電池等）、電化製品（携帯電話、CDプレーヤー等）、貴金属製品（コイン・めがね、入れ歯）、ペースメーカー

## (3) ドライアイス、保冷剤等

ドライアイス、保冷剤等は出棺前に必ず棺の中から取り出してください。

## (4) 待合室の使用

### ① 待合室は6部屋あり、使用許可1回につき1部屋使用できます。

各部屋の定員は60名です。

※ 会葬者数がそれ以上見込まれる場合はご連絡ください。

### ② 各室にポット及びヤカンと湯呑茶碗を用意してあります。

### ③ お持込みになられた飲食物、ゴミ等は、必ずお持ち帰りください。

### ④ 待合室のご準備は出棺予定時間の1時間前からおこなえます。また片付けは、次のご利用の方の使用に支障がないよう終了してください。

※ 9時出棺の場合の準備は8時30分からお願いします。

### ⑤ 出棺時間帯の1時間前以前に準備を始める必要がある場合は、事前に聖苑に確認のうえ、許可をもっておこなってください。

## (5) ペットの火葬

### ① 体重は10kg以内に限りします。

### ② 毛布またはバスタオル等に包んで、縦30cm、横45cm、奥行き60cm以内の段ボール箱に入れてください。

### ③ 遺骨・遺灰の返却を希望される場合、遺骨を入れる箱等の用意は、ご自身でお願いします。

(6) その他の施設利用

- ① 建物内は禁煙です。喫煙は外の指定の場所をお願いします。
- ② 貸出用の車椅子があります。ご利用の際は聖苑事務室にお声がけください。

(7) 聖苑内において、次に掲げる行為を禁止します。

- ① みだりに凶器、爆発物その他の危険物を持ち込むこと。
- ② 大声や騒音その他施設利用者の迷惑になるような行為をすること。
- ③ 聖苑を汚損し、又は損傷すること。
- ④ 正当な理由がなく立入りを禁止した場所に立ち入ること。
- ⑤ 待合室以外の場所で飲食すること。
- ⑥ その他管理者が不適當であると認める行為をすること。

(8) 盲導犬等

盲導犬、介助犬、聴導犬等を同伴する際は、聖苑事務室にお知らせ願います。

(9) 駐 車 場

- ① 普通車 7 1 台、大型車（バス） 3 台が駐車できますが、自家用車で来場される方は、到着時間に差がでないようになるべく乗り合わせてご来場ください。
- ② 場内での事故・盗難等につきましては、聖苑では責任を負いかねますので、十分注意をしてください。
- ③ アイドリングストップにご協力ください。

<指定管理者>

ふじのみや斎苑管理グループ富士宮市山宮 3678 番地の 13  
連絡先 0 5 4 4 - 5 8 - 3 3 1 1

<施設について>

富士宮市 環境未来課 富士宮市弓沢町 150 番地  
連絡先 0 5 4 4 - 2 2 - 1 1 3 6

<使用について>

富士宮市 市民課 富士宮市弓沢町 150 番地  
連絡先 0 5 4 4 - 2 2 - 1 1 3 5

<休日・夜間受付>

富士宮市役所（当直室）富士宮市弓沢町 1 5 0 番地  
連絡先 0 5 4 4 - 2 2 - 1 1 1 1

令和元年 12 月 18 日修正  
令和 3 年 3 月 25 日修正  
令和 8 年 2 月 24 日修正